

お客さま各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客さまに告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&Pグローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(S&Pグローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&Pグローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2020年8月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2019年9月27日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

2021年10月

発行登録目論見書
(日経平均株価に関する情報を含む)



クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2024年10月28日満期 円建 早期償還条項付
日経平均株価連動社債

－ 売 出 人 －

SMB C 日興証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債5,000億円の売出しに関する発行登録については、発行会社は、金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を2020年9月1日に関東財務局長に提出し、2020年9月9日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づき、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債（以下「本社債」といいます。）を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付致します。
4. 本社債の利率、満期償還額および償還時期は、日経平均株価の水準の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 社債の概要」をご参照下さい。
5. 本社債への投資は、日本国の株式市場の動向により直接的に影響を受けます。株式投資に係るリスクに耐え得る投資家のみが本社債への投資を行って下さい。

(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載していません。

リスク要因およびその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本社債は、期限前償還されず、所定のノックイン事由が発生した場合には、満期償還額が日経平均株価に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人およびそれらに関連する会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、日経平均株価の水準、円金利市場および発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

また、仮に流通市場が形成される場合でも、本社債の所持人が、本社債をいずれかの第三者に譲渡する場合は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 社債の概要 11 表明、認識および誓約」に記載の各制約を受けることがある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2022年1月28日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2022年4月28日以降の各利払日については、日経平均株価の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年0.10%となる。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本社債が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくな

る。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

長期社債保有リスク

本社債は、期限前償還される場合を除き、2024年10月28日に償還される。本社債が期限前償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年0.10%）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本社債を保有しなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行会社の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本社債の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、ならびに発行会社の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行会社が発行する社債に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況および発行会社が発行する社債に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人またはそれらに関連する会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価の構成銘柄および日経平均株価の先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の条件決定時、評価日における日経平均株価に影響し、結果的に本社債の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還額は「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 社債の概要 2 償還および買入れ (a) 満期償還」により決定されるが、償還期限前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

① 日経平均株価

本社債の満期償還額および利率は日経平均株価に連動し、かつ早期償還条項も日経平均株価の水準により決定される。一般的に、日経平均株価が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、日経平均株価が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

② 日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。ただし、本社債の価格への影響は日経平均株価の水準や（当初日経平均株価決定日を除く）評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日もしくは満期までの残存期間

（当初日経平均株価決定日を除く）評価日の前後で本社債の価格が変動する場合は多いと考えられ、（当初日経平均株価決定日を除く）評価日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価および日経平均株価の先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価および日経平均株価の先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

配 当

日経平均株価は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月1日発行登録書提出
2020年9月17日訂正発行登録書提出
2021年5月7日訂正発行登録書提出
2021年9月30日訂正発行登録書提出
2021年10月7日訂正発行登録書提出

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター・グローバル・マーケッツ
・ディビジョン
(Managing Director Global Markets Division)
藤崎 順也

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052
レ・ゼタジュニ広場 12 番地
(12, place des Etats-Unis CS 70052
92547 Montrouge Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈
弁護士 田 村 将 人
弁護士 後 藤 大 智
弁護士 原 口 夕 梨花

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1453
03-6775-1552
03-6775-1606
03-6775-1652

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2020年9月1日
効力発生日	2020年9月9日
有効期限	2022年9月8日
発行登録番号	2-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	385,858,471,556円

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「クレディ・アグリコル・CIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを指す。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
＜クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債に関する情報＞	1
第1 【募集要項】	1
第2 【売出要項】	1
1 【売出有価証券】	1
2 【売出しの条件】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	39
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	40
＜本社債以外の社債に関する情報＞	40
第1 【募集要項】	40
第2 【売出要項】	40
1 【売出有価証券】	40
2 【売出しの条件】	40
第二部 【参照情報】	41
第1 【参照書類】	41
1 【有価証券報告書及びその添付書類】	41
2 【四半期報告書又は半期報告書】	41
3 【臨時報告書】	41
4 【外国会社報告書及びその補足書類】	41
5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに 外国会社半期報告書及びその補足書類】	41
6 【外国会社臨時報告書】	41
7 【訂正報告書】	41
第2 【参照書類の補完情報】	42
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	42
第三部 【保証会社等の情報】	43
＜クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債に関する情報＞	43
第1 【保証会社情報】	43
第2 【保証会社以外の会社の情報】	43
第3 【指数等の情報】	43
1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】	43
2 【当該指数等の推移】	43
＜本社債以外の社債に関する情報＞	44
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号 に掲げる要件を満たしていることを示す書面	45
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	46
日経平均株価に関する情報	49

第一部 【証券情報】

<クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債に関する情報>

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債 (別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。) (注1)	(未定) 円 (注2)	(未定) 円 (注2)	SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 (以下「売出人」という。)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1,000,000円
利率	(a) 2021年10月28日(当日を含む。)から2022年1月28日(当日を含まない。)までの利息計算期間 年(未定)% (年1.00%から5.00%までを仮条件とする。) (b) 2022年1月28日(当日を含む。)から2024年10月28日(当日を含まない。)までの各利息計算期間 利率判定評価日における日経平均株価終値により以下の通り変動する。 (i) 利率判定評価日における日経平均株価終値が利率判定水準以上の場合 年(未定)% (年1.00%から5.00%までを仮条件とする。) (ii) 利率判定評価日における日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合 年0.10% (注2)(注3)		
利払日	1月28日、4月28日、7月28日 および10月28日	償還期限	2024年10月28日(注4)

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてクレディ・アグリコル・CIBの2021年5月7日付ストラクチャード・デット・インストルメンツ・イシューアンス・プログラム(その後の修正を含み、以下「本プログラム」という。)に基づき、2021年10月28日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である欧州SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引き受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

- (注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。上記の売出券面額の総額、売出価額の総額および利率は、上記仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定され、最終的な利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本社債に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案した上で、2021年10月中旬頃に決定される予定である。
- (注3) 本社債の利息発生日は、2021年10月28日である。「利息計算期間」、「利率判定評価日」、「日経平均株価終値」および「利率判定水準」の定義については、下記「社債の概要 1 利息 (a)」を参照のこと。
- (注4) 本社債の満期償還は、下記「社債の概要 2 償還および買入れ (a) 満期償還」に従い円によりなされる。ただし、本社債は、早期償還日（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (b) 強制早期償還」に定義する。）に期限前償還される可能性がある（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (b) 強制早期償還」を参照のこと。）。なお、その他の償還期限前の償還については、下記「社債の概要 2 償還および買入れ (c) 税制変更による繰上償還」、「社債の概要 2 償還および買入れ (d) 特別税制償還」、「社債の概要 2 償還および買入れ (e) FATCA源泉徴収に係る償還」、「社債の概要 2 償還および買入れ (f) 規制償還または強制転売」、「社債の概要 2 償還および買入れ (g) 違法性および不可抗力」、「社債の概要 4 通貨変更（予定支払通貨停止事由）」、「社債の概要 6 債務不履行事由」および「社債の概要 15 指数リンク債に関する特別規定」を参照のこと。
- (注5) 本社債につき、クレディ・アグリコル・CIBの依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。
- なお、クレディ・アグリコル・CIBは、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAa3の長期無担保優先債務格付を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からA+の長期発行体格付を、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）によりAA-の上位優先債務格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちにクレディ・アグリコル・CIBにより発行される個別の社債に適用されるものではない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2021年10月20日から 同年10月27日まで	額面 5,000,000円以上 1,000,000円単位	なし	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記「摘要」の第5項記載の金融商品取引業者、金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所 (なお、下記「摘要」の第2項を参照のこと。)
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- 1 本社債の発行日は2021年10月28日、受渡期日は、2021年10月29日（日本時間）である。
- 2 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げる可能性がある。
- 3 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- 4 認可譲受人（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (f) 規制償還または強制転売」に定義する。）に対し、認可譲受人の計算で、または認可譲受人のために、レギュレーションS（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (f) 規制償還または強制転売」に定義する。）に定義されるオフショア取引において、レギュレーションSに従って行うものを除き、いかなる場合でも、本社債を募集し、売却し、質入れし、またはその他の方法で譲渡してはならず、認可譲受人のみが本社債のポジションを保持することができる。

本社債は、合衆国税法の適用を受ける。一定の例外の下で、合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または米国人に対して、米国人の計算で、もしくは米国人のために本社債を募集し、売却し、または交付してはならない。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）および同法に基づいて公表された規制において定義された意味を有する。

本社債は、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）または合衆国のいずれの州その他の管轄のいずれの証券規制当局にも登録または承認を受けておらず、今後受ける予定もない。1936年合衆国商品取引法（その後の改正を含み、以下「CEA」という。）および同法に基づく商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）の規則（以下「CFTC規則」という。）に基づき、クレディ・アグリコル・CIBの商品先物基金運営者として登録されており、または登録される予定がある者はいない。また、クレディ・アグリコル・CIBは1940年米国投資会社法（その後の改正を含む。）またはその他の合衆国の連邦法に基づき登録されておらず、また、登録される予定はない。さらに、上記当局は募集の実体面または本プロダク

ラムの正確性もしくは妥当性について判断または承認していない。これに反するいかなる表現も合衆国の刑事罰の対象である。

本社債は、SECまたは合衆国内の他の規制機関によって承認も不承認もされておらず、SECまたは合衆国内の他の規制機関は本プログラムの正確性もしくは妥当性または本社債の実体面について判断していない。これに反するいかなる表現も刑事罰の対象である。さらに、本社債は、CEAの対象となる商品の先渡し（またはそのオプション）を売却するための契約を構成せず、また、そのような契約として販売されていない。また、本社債の取引も本プログラムもCEAに基づきCFTCによって承認されていない。

- 5 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務を行うことを委託することがある。
- 6 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(a)指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(b)指令（EU）第2016/97号（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(c)規則（EU）第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。
- 7 本社債は、英国（以下「UK」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(a)2018年EU離脱法（以下「EUWA」という。）により国内法の一部を形成している規則（EU）第2017/565号第2条(8)号において定義されるリテール顧客、(b)2000年金融サービス市場法（以下「FSMA」という。）の規定および指令（EU）第2016/97号を補完するためにFSMAに基づいて制定された規制もしくは規則にいう顧客であって、EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第600/2014号第2(1)条(8)号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(c)EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第2017/1129号第2条において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、UKにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第1286/2014号（以下「UK PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってUKにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、UK PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

社債の概要

1 利息

(a) 各本社債の利息は、上記「1 売出有価証券」に記載の利率で、利息発生日である2021年10月28日（当日を含む。）から2024年10月28日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月28日、4月28日、7月28日および10月28日（以下、それぞれを「利払日」という。）に、利息発生日または直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間（以下、それぞれを「利息計算期間」という。）分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、以下の通りである。

(i) 2021年10月28日（当日を含む。）から2022年1月28日（当日を含まない。）までの利息計算期間に関する利率は年（未定）%とし、2022年1月28日の利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、（未定）円である。

(ii) 2022年1月28日（当日を含む。）から2024年10月28日（当日を含まない。）までの各利息計算期間に関する利率は、各利率判定評価日（以下に定義する。）に計算代理人（以下に定義する。）により以下の通り決定され、毎年1月28日、4月28日、7月28日および10月28日の各利払日に3ヶ月ごとに後払いで支払われる利息は、以下の通りである。

(A) 各利率判定評価日における日経平均株価終値（以下に定義する。）が利率判定水準（以下に定義する。）以上であると計算代理人が決定する場合には、利率は年（未定）%とし、当該利率判定評価日の直後の利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、（未定）円である。

(B) 各利率判定評価日における日経平均株価終値が利率判定水準未満であると計算代理人が決定する場合には、利率は年0.10%とし、当該利率判定評価日の直後の利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、250円である。

早期償還評価日（下記「2 償還および買入れ (b) 強制早期償還」に定義する。）において早期償還事由（下記「2 償還および買入れ (b) 強制早期償還」に定義する。）が発生した場合、利息は、当該早期償還評価日の直後の利払日に支払われ、その後、さらなる利息は支払われない。

利払日が支払営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該利払日は翌支払営業日に延期される。いかなる利息計算期間または当該利払日もしくはその他のいかなる利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

用語の定義

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックススポンサー」とは、(i)日経平均株価に関連する規則および手続ならびに計算および調整の方法（もしあれば）の設定および見直しに責任を負い、かつ(ii)日経平均株価の水準を各予定取引日（以下に定義する。）に定期的に（直接または代理人を通じて）公表する法人またはその他の事業体をいい、本社債の発行日現在では株式会社日本経済新聞社である。

「関係取引所」とは、大阪取引所、その承継取引所または日経平均株価に関する先物取引もしくはは

オプション取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが日経平均株価に関する先物取引またはオプション取引について当初の関係取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「計算代理人」とは、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクをいう。

「支払営業日」とは、代理契約（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）の規定に従い、商業銀行および外国為替市場が、(i)最終券面の場合、支払のための呈示の場所、(ii)東京、(iii)ロンドンおよび(iv)ニューヨーク市において、支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日をいう。

本社債または利札に関する金額の支払のために特定される日付が、ある月において存在しない日にあたる場合（かかる支払が、2月29日のない年の当該日に行われる予定である場合を含むが、これに限定されない。）には、かかる本社債または利札の所持人は、代わりに当該場所におけるその直前の支払営業日に支払を受けることができる。

「当初日経平均株価」とは、当初日経平均株価決定日の日経平均株価終値をいう。

「当初日経平均株価決定日」とは、2021年10月28日をいう。

「取引所」とは、東京証券取引所、その承継取引所または日経平均株価を構成する株式銘柄の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが日経平均株価を構成する株式銘柄について当初の取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「日経平均株価」とは、日経平均株価指数をいい、関連する表現についてもこれに従って解釈されるものとする（ただし、下記「15 指数リンク債に関する特別規定」に従い修正されることがある。）。疑義を避けるために付言すると、日経平均株価がクレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の事業体により構成されることは決してない。

「日経平均株価終値」とは、予定取引日の評価時刻にインデックススポンサーが公表する日経平均株価の水準をいう（下記「15 指数リンク債に関する特別規定」の規定に基づき（適用ある場合）調整される。）。ただし、かかる方法が市場慣行に照らして不適切と計算代理人が判断した場合、日経平均株価終値は市場慣行を考慮して計算代理人により選択される方法で決定される。

「評価時刻」とは、関連する日の取引所における予定終了時刻（ただし、取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、実際に終了する時刻とする。）をいう。

「本グループ」とは、クレディ・アグリコル・CIBグループをいう。

「予定終了時刻」とは、予定取引日における取引所または関係取引所の平日の取引終了予定時刻をいう（ただし、時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。）。

「予定取引日」とは、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションにおける取引を行う予定の日をいう。

「利率判定水準」とは、当初日経平均株価の80.00%（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。

「利率判定評価日」とは、2022年4月28日（当日を含む。）から満期償還日（下記「2 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義する。）（当日を含む。）までの関連する利払日の15予定取引日前の日をいう。

利息計算期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の未償還の額面金額に上記記載の利率を乗じ、その積に下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた値（以下「日数調整係数」という。）を乗じた金額とする。

$$\text{日数調整係数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の数式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

別段の定めがある場合を除き、「社債の概要」におけるすべての計算において、(i)かかる計算により生じるすべてのパーセンテージは、必要に応じて0.00001パーセンテージ・ポイント未満を四捨五入し、(ii)すべての数値は有効数字7桁に四捨五入（8番目の有効数字が5以上の場合、7番目の有効数字を切り上げる。）され、(iii)すべての支払期限の到来した通貨は当該通貨単位（以下に定義する。）未満を四捨五入する。本項において、「通貨単位」とは、かかる通貨が使用されている国で、法定通貨として有効である最小の単位をいう。

(b) 利息の発生

本1項において別段の規定がない限り、各本社債の利息（もしあれば）は、償還日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示の下で元金の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(i)当該本社債に関して支払われるべき金額の全額が支払われた日または(ii)主支払代理人（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して支払われるべき金額の全額を受領し、かかる旨を本社債の所持人に対して、下記「9 通知」に従い通知した日の5日後の日のうちいずれか早く到来する日まで、利息が付されるものとする。

2 償還および買入れ

(a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、クレディ・アグリコル・CIBにより、2024年10月28日（以下「満期償還日」という。）に日本円により計算代理人が最終評

価日に決定する下記の金額（以下「満期償還額」という。）で最終的に償還されるものとする（ただし、下記「15 指数リンク債に関する特別規定」において、それに反する規定がされる場合がある。）。

- (i) 観察期間（以下に定義する。）中にロックイン事由（以下に定義する。）が発生しなかった場合、額面金額の100%
- (ii) 観察期間中にロックイン事由が発生した場合、以下の算式に従い算出される金額（ただし、0円以上1,000,000円以下の金額とし、1円未満を四捨五入する。）

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価（以下に定義する。）}}{\text{当初日経平均株価}}$$

満期償還日が支払営業日以外の日にあたる場合には、満期償還日は翌支払営業日に延期される。満期償還額の調整は行われぬ。

用語の定義

上記「1 利息 (a) 用語の定義」に加えて、「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「観察期間」とは、当初日経平均株価決定日の評価時刻（同時刻を含む。）から最終評価日の評価時刻（同時刻を含む。）までの期間をいう。

「最終日経平均株価」とは、最終評価日の日経平均株価終値をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の15予定取引日前の日をいう。

「ロックイン事由」とは、観察期間中のいずれかの障害日（下記「15 指数リンク債に関する特別規定 (a) 一般的定義」に定義する。）でない予定取引日に日経平均株価終値が一度でもロックイン判定水準以下となったと計算代理人により決定される場合をいう。

「ロックイン判定水準」とは、当初日経平均株価の65.00%（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。

(b) 強制早期償還

早期償還評価日において、早期償還事由が発生した場合、クレディ・アグリコル・CIBは、早期償還事由が発生した早期償還評価日の直後の早期償還日（以下に定義する。）に、本社債の残額の全部（一部は不可）を、当該早期償還日（当日を含まない。）までに発生した利息（もしあれば）を付して、日本円により早期償還額（以下に定義する。）で償還する。

さらなる支払はなされない。

用語の定義

上記「1 利息 (a) 用語の定義」および上記「(a) 満期償還 用語の定義」に加えて、「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「早期償還額」とは、早期償還事由の発生したとみなされる早期償還評価日に額面金額の100%として計算される金額をいう。

「早期償還事由」とは、早期償還評価日の日経平均株価終値がそれぞれの早期償還判定水準以上であったと計算代理人により決定される場合をいう。

「早期償還判定水準」とは、下記に記載される対応する早期償還日に関して、下記の表に従って計算された数値（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。

早期償還日	早期償還判定水準
2022年1月28日	当次日経平均株価 × 105.00%
2022年4月28日	当次日経平均株価 × 104.00%
2022年7月28日	当次日経平均株価 × 103.00%
2022年10月28日	当次日経平均株価 × 102.00%
2023年1月28日	当次日経平均株価 × 101.00%
2023年4月28日	当次日経平均株価 × 100.00%
2023年7月28日	当次日経平均株価 × 99.00%
2023年10月28日	当次日経平均株価 × 98.00%
2024年1月28日	当次日経平均株価 × 97.00%
2024年4月28日	当次日経平均株価 × 96.00%
2024年7月28日	当次日経平均株価 × 95.00%

「早期償還評価日」とは、各早期償還日（ただし、早期償還日が支払営業日以外の日にあたる場合には、当該早期償還日は延期されるかまたは繰上げられる（場合により）。）の15予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、上記の表に従い規定された、満期償還日を除く各利払日をいう。

■ 免責

日経平均株価は、インデックススポンサーである株式会社日本経済新聞社の知的財産権である。

「日経」、「日経平均株価」および「日経 225」は、株式会社日本経済新聞社のサービスマークである。株式会社日本経済新聞社は、著作権を含め、日経平均株価に関するすべての権利を有している。

本社債は、いかなる方法においてもインデックススポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではない。インデックススポンサーは、日経平均株価を使用して得られる結果、ある特定の日に示された日経平均株価の数値またはその他の事項について、明示的か黙示的かを問わず、保証または表明を行っていない。日経平均株価は、インデックススポンサーによってのみ集計され計算される。ただし、インデックススポンサーは日経平均株価における誤りについて何人に対しても責任を負うものではなく、本社債の購入者または販売者を含め何人に対しても日経平均株価における誤りを通知する義務はない。

さらに、インデックススポンサーは、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更につき保証するものではなく、また、日経平均株価の計算、公表および配布を継続する義務を負うものではない。

(c) 税制変更による繰上償還

クレディ・アグリコル・CIBは、次の場合において、その選択により随時、30日以上60日以内の（取消不能の）通知を主支払代理人および下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して行うことにより本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

- (i) 本社債の発行が承認された日以後に変更または修正の効力が発生する、課税管轄地域（下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に定義する。）の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、クレディ・アグリコル・CIBに本社債に基づく次回の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に規定する追加額の支払義務が生じる場合で、かつ、
- (ii) クレディ・アグリコル・CIBが合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合

ただし、かかる償還の通知はクレディ・アグリコル・CIBにかかる追加額の支払義務が生じる最初の日の90日前の日より前には行われぬものとする。

本項(c)に従い償還される本社債は、公正市場償還額（下記「(d) 特別税制償還」に定義する。）により償還される。

(d) 特別税制償還

クレディ・アグリコル・CIBが、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」記載の追加額の支払に関する取決めにもかかわらず、フランス法に基づき本社債の元利金の次回の支払の際に、期限が到来した金額の全額を本社債の所持人に支払うことを禁止される場合、クレディ・アグリコル・CIBは、直ちに主支払代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人に対し7日以内の事前通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部（一部は不可。）を公正市場償還額でクレディ・アグリコル・CIBが本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払を行うことができる最終の利払日に、償還しなければならない。ただし、当該通知の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債の所持人に対する償還期限は、下記のいずれか遅くに到来する日とする。

- (i) クレディ・アグリコル・CIBが、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払を行うことが実務的に可能な最終日
- (ii) 上記の主支払代理人に対する通知後14日目の日

「公正市場償還額」は、償還日現在（またはその頃）の本社債の公正市場価格に等しいとして計算代理人のその単独の絶対的な裁量により決定され、ヘッジ金額（以下に定義する。）の控除を考慮するが、それらに限定されず、二重の控除は行われぬ。ただし、以下を条件とする。

- (i) クレディ・アグリコル・CIBに関して、下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続している場合、かかる決定は、クレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。
- (ii) 公正市場償還額が下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由の発生以外の理由で決定され（このように決定された公正市場償還額を以下「債務不履行前公正市場償還額」という。）、クレディ・アグリコル・CIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生した日（以下「債務不履行後公正市場償還額決定日」という。）において未払いである場合、債務不履行前公正市場償還額は、債務不履行後公正市場償還額決定日に決定された公正市場償還額（以下「債務不履行後公正市場償還額」という。）に相当するとみなされ、債務不履行後公正市場償還額は上記(i)に従いクレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。
- (iii) 公正市場償還額は、負の金額とならないものとする。

本社債の公正市場価格を決定する際、計算代理人は関連するとみなすすべての情報（市場環境、および下記「(g) 違法性および不可抗力」による期限前償還の場合には、期限前償還を生じさせる実行不可能性、違法性または不可能性を含むが、これに限定されない。）を考慮する。

上記の規定に従い決定された公正市場償還額は、未払経過利息に係る金額を考慮して決定され、したがって、本社債が公正市場償還額の支払により償還される場合にはその他の未払経過利息の金額は支払われない。

本社債の期限前償還に関して、「ヘッジ金額」とは、かかるヘッジング契約がクレディ・アグリコル・CIBにより直接保有されているか関連会社（下記「14 その他 (e) 代理人 (ii) 計算代理人」に定義する。）を通じて間接的に保有されているかを問わず、当該本社債に関連して締結された関連するヘッジング契約（例えば、金利スワップ取引、スワップ・オプション、ベシス・スワップ、金利先渡取引、商品スワップ、商品オプション、株式もしくは株式指数スワップ、利息オプション、通貨取引、アセット・スワップ取引、信用デリバティブ取引または資金取引（例えば、内部資金契約またはレポ取引であるが、これらに限定されない。（マーケット・ビッド/オファー・スプレッドおよびかかる解除に関する付随費用を含む。））を含むが、これらに限定されない。）の解除をする際に、その時点における一般的な状況下で発生したクレディ・アグリコル・CIBもしくはその関連会社の損失もしくは費用（正の数値で表示される。）またはその時点における一般的な状況下で実現されたクレディ・アグリコル・CIBもしくはその関連会社の収益（負の数値で表示される。）をいう。ただし、ヘッジ金額の決定は、クレディ・アグリコル・CIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生し、継続している場合、クレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。

かかる公正市場償還額の支払は下記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される方法にて行われる。

別段の定めがある場合を除き、公正市場償還価格による償還は円建で行われる。

(e) FATCA源泉徴収に係る償還

クレディ・アグリコル・CIBは、本項(e)の規定に従い、いつでもFATCA関連社債（以下に定義する。）を償還することができる。

本社債がFATCA関連社債である場合、クレディ・アグリコル・CIBは以下に記載する事項を明記するFATCA発行者通知書（以下に定義する。）を交付するよう相応な努力をするものとする。

- (i) FATCA関連社債となる社債に関するシリーズ番号およびISIN
- (ii) クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還するか否か、ならびに
- (iii) クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還する選択をする場合、
 - (A) クレディ・アグリコル・CIBが償還するFATCA関連社債、および
 - (B) クレディ・アグリコル・CIBによりかかるFATCA関連社債が償還される日付

FATCA発行者通知書において、クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還しないと明記する場合、かかるFATCA関連社債の所持人は、かかる社債がFATCA関連社債であり続ける場合、FATCA関連社債の早期償還を要求し、償還日（かかる通知の発効日から少なくとも10営業日（以下に定義する。）以上後でなければならない。）を明記するFATCA投資家通知書（以下に定義する。）を交付することができる。クレディ・アグリコル・CIBは、FATCA投資家通知書を受領した後、当該FATCA投資家通知書に記載された日にかかるFATCA関連社債を償還する。

本項(e)に従い償還される本社債は、公正市場償還額により償還される。

本項(e)において、

「営業日」とは、(i)東京、(ii)ロンドンおよび(iii)ニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日をいう。

「FATCA関連社債」とは、(i)当該社債に係る将来における支払についてクレディ・アグリコル・CIBがFATCA源泉徴収（以下に定義する。）を行う（直接的かまたは間接的かを問わず、代理人または決済機関を通じて行われることを含むが、これらに限られない。）義務を負い、かつ、(ii)クレディ・アグリコル・CIBが利用可能な合理的措置を講じてもかかるFATCA源泉徴収を回避することができないすべての社債をいう。

「FATCA源泉徴収」とは、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法（以下に定義する。）第1471条から第1474条までの規定もしくは当該条項の実施に関連して合意された政府間協定に基づき適用される財政上もしくは規制上の制度、規則もしくは慣行に従って課されるその他の源泉徴収もしくは控除をいう。

「FATCA投資家通知書」とは、FATCA関連社債の所持人が、下記「9 通知」に従ってクレディ・アグリコル・CIBに対して行う通知をいう。かかるFATCA投資家通知書の写しは、下記「9 通知」に従い主支払代理人に送付されるものとする。かかる通知は取消不能であり、かつ、本項(e)に基づき支払が行われる銀行口座（または小切手による支払の場合は住所）を指定するものとする。

「FATCA発行者通知書」とは、クレディ・アグリコル・CIBが主支払代理人および、（場合に応じ）下記「9 通知」に従って本社債の所持人に行う通知をいう。

「社債の概要」において、

「内国歳入法」とは、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）をいう。

(f) 規制償還または強制転売

クレディ・アグリコル・CIBは、認可譲受人（以下に定義する。）でない者またはその代理人が保有する本社債の所持人の費用およびリスクで、随時(i)かかる本社債の一部もしくはすべてを償還し、または(ii)かかる所持人に対して、本社債をレギュレーションS（以下に定義する。）に従い合衆国（下記「3 支払 (b) 本社債および利札の呈示」に定義する。）外に居住する認可譲受人へ売却するよう請求する権利を有する。特定の場合にいずれの本社債を上記(i)に従い償還するかまたは上記(ii)に従い売却するかは、クレディ・アグリコル・CIBがその単独の絶対的な裁量により決定するものとする。かかる償還は、公正市場償還額により行われる。

本項(f)において、

「認可譲受人」とは、以下ではない者をいう。

- (i) レギュレーションSにおいて定義される米国人
- (ii) 合衆国商品取引法に基づくCFTC規則4.7 (CFTC規則4.7(a)(1)(iv)(D)における非合衆国人でない適格者の例外を除く。)において定義される非合衆国人以外の者
- (iii) 合衆国商品先物取引委員会により公布された一定のスワップ規制遵守に関する解釈ガイダンスおよび政策声明に記載される米国人
- (iv) 合衆国商品取引法に基づき適用された規制またはガイダンスにおいて定義されるその他の米国人。いずれの場合にもかかる定義はその後の改正を含む。

「社債の概要」において、

「合衆国証券法」とは、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。）をいう。

「レギュレーションS」とは、合衆国証券法に基づくレギュレーションSをいう。

(g) 違法性および不可抗力

クレディ・アグリコル・CIBは誠実に以下を決定する場合、本社債の所持人に下記「9 通知」に従い通知することにより本社債をいかなる時でも早期に償還する権利を有する。

- (i) 本社債に基づく義務の履行が、あらゆる理由により全部または一部が違法となること
- (ii) 本社債に基づく義務の履行が、該当する取引が完結した日（当日を含まない。）の後に発生した不可抗力事由（以下に定義する。）により、実行不可能または不可能となること

本項(g)において、

「不可抗力事由」とは、クレディ・アグリコル・CIBの合理的コントロールの及ばない事由をいい、以下に掲げる事由が(i)クレディ・アグリコル・CIBの本社債に基づく債務の履行を阻止、制限、遅延またはその他重大な障害となる場合および/または(ii)市場その他における本社債に係る取引の決済を重大な範囲で阻止または制限する場合を含むがこれらに限られない。

- (A) 政府当局（以下に定義する。）またはその他の法律、規則、規制、判決、命令、指令、法令または重要な法的介入
- (B) 戦争（内戦その他）、混乱、軍事行為、騒動、政治的混乱、いかなるテロ行為、暴動、抗議および/または騒乱の発生または宣言
- (C) サボタージュ、火災、洪水、爆発、地震、気象もしくは地理的要因による大災害、その他の災難または危機

(D) 金融上、政治上もしくは経済上の事由（国内外の政治、法律、税金または規制条件の変更を含むがこれらに限られない。）またはクレディ・アグリコル・CIBのコントロールの及ばないその他の原因もしくは障害

「政府当局」とは、国家、州または政府、その属州またはその他の行政区画、組織、機関または省、税務、金融、外国為替またはその他の当局、法廷、裁判所またはその他の手段、および、政府の執行、立法、司法、規制もしくは行政機能を行使するまたは政府に関するその他の事業体を意味する。

上記本社債の終了後すぐに、クレディ・アグリコル・CIBは各本社債について本社債の所持人に対して公正市場償還額を支払うものとする。支払は下記「9 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

(h) 買入れ

クレディ・アグリコル・CIBおよびその子会社は、市場その他において、いかなる価格でも、随時本社債を（ただし、本社債が最終券面の無記名式社債（下記「14 その他（d）様式、額面および所有権」に定義する。）（以下「最終無記名券面」という。）である場合は、当該本社債に付されていた支払期日未到来のすべての利札と共に）買入れることができる。クレディ・アグリコル・CIBによりまたはクレディ・アグリコル・CIBのために買入れられた本社債は、クレディ・アグリコル・CIBの選択により、適用される法令に従い、引渡しおよび消却が行われるか、または保持もしくは転売される。

(i) 消却

クレディ・アグリコル・CIBにより消却のために買入れられたまたは償還されたすべての本社債は、償還時に当該本社債に付されていたまたは当該本社債と共に引き渡された支払期日未到来の利札と共に、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債および上記(h)に基づき消却のために買入れられた本社債は、（当該本社債と共に消却された支払期日未到来の利札と共に）主支払代理人に引き渡されるものとし、再発行または転売することはできない。

3 支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）支払受領者が東京に所在する銀行に有する円建口座への入金もしくは送金、または支払受領者の選択により、東京に所在する銀行を支払場所とする円建小切手により行われるものとする。

一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令に服するが、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」の規定の適用を妨げない。

(b) 本社債および利札の呈示

最終無記名券面に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終無記名券面の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって、上記(a)に定める方法で行われ、最終無記名券面に関する利息の支払は、上記の通り（下記の制限の下で）利札の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人（下記「14 そ

の他 (b) 代理契約」に定義する。) の合衆国 (「社債の概要」において、別途定義する場合を除き、アメリカ合衆国 (州およびコロンビア特別区およびその属領を含む。) を意味する。) 外の所定の事務所において行われるものとする。

最終無記名券面の様式の本社債の場合、当該本社債は、それに付された支払期日未到来のすべての利札 (2021年10月28日 (当日を含む。) から2022年1月28日 (当日を含まない。) までの利息計算期間に関するものに限る。) と共に支払のために呈示されなければならない、かかる呈示がなされない場合には、欠缺した支払期日未到来の利札について支払われるべき金額 (一部支払の場合には、支払期日未到来の欠缺利札の総額に、一部支払がなされた金額が支払われるべき金額に占める割合を乗じた額) が支払額から控除される。そのように控除された元金額は、(下記「10 消滅時効」に基づき当該利札が無効になっていると否とを問わず) 当該元金額に係る関連日 (下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に定義する。) の後10年が経過するまでの間いつでも、または (それより遅い場合は)、当該利札の支払期日が到来した日から5年が経過するまでの間いつでも、当該欠缺利札と引換えに上記の方法で支払われる (ただし、それ以後はいかなる場合においても支払われない。)

最終無記名券面の様式の本社債につき償還期日が到来した日以降、本社債に関する支払期日未到来の利札 (2022年1月28日 (当日を含む。) から2024年10月28日 (当日を含まない。) までの各利息計算期間に関するものに限る。) (最終無記名券面に付されているか否かを問わない。) は無効となり、それに関する支払は行われぬものとする。

最終無記名券面の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日 (当日を含む。) または (場合により) 利息発生日以降当該本社債について発生した利息 (もしあれば) は、当該最終無記名券面と引換えによってのみ支払われるものとする。

無記名式大券により表章される本社債に関する元金および利息 (もしあれば) の支払は、(下記の制限の下で) 無記名式社債につき上記に定める方法または大券に定める方法により、当該大券の呈示または (場合により) 引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。各支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上にまたは (場合により) ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ (以下「ユーロクリア」という。) およびクリアストリーム・バンキング・エス・エー (以下「クリアストリーム」という。) の名簿上に、元金の支払と利息の支払とに分けて記録される。

(c) 支払に関するその他の規定

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、クレディ・アグリコル・CIBは、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いクレディ・アグリコル・CIBが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、(場合により) ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ支払を請求しなければならない。

本社債については、クレディ・アグリコル・CIBおよびその各支店が単一の法人組織であり、本社債に基づき支払を行う義務は、クレディ・アグリコル・CIB全体としての義務となる。

(d) 支払営業日

本社債または利札に関する金額の支払期日が、支払営業日以外の日にあたる場合には、当該本社債または利札の所持人は代わりに当該場所における翌支払営業日に支払を受けることができる。本項(d)に従って支払期日についての調整が行われる場合、本社債または利札に関する当該金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

(e) 一般

計算代理人、クレディ・アグリコル・CIB、ディーラー（以下に定義する。）または代理人（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）のいずれも、満期償還額その他いかなる金額の計算の誤りまたは脱漏についても責任を負わないものとする。

本項(e)において、

「ディーラー」とは、クレディ・アグリコル・CIBおよび欧州SMBC日興キャピタル・マーケット会社をいう。

(f) 解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、適用される法律により認められる範囲において、以下のものを含むものとみなす。

(i) 下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に基づき、元金に関し支払われることのある追加額

(ii) 本社債の満期償還額

(iii) 本社債の早期償還額

(iv) 本社債の公正市場償還額

「社債の概要」において、本社債に関する利息には、場合により、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に基づき、利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。

4 通貨変更（予定支払通貨停止事由）

予定支払通貨停止事由（以下に定義する。）が発生した場合、

(a) 計算代理人は、本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務の全部を、自らが選択するその他の通貨に随時転換することができ、かかる支払義務の全部は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、計算代理人が決定する為替レートで当該通貨（以下「代替支払通貨」という。）に転換される。かかる転換は、下記「9 通知」に従いクレディ・アグリコル・CIBが本社債の所持人に対して通知した日時より効力が発生するものとする。転換が行われた場合、(i) 本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務の全部は代替支払通貨建てで支払われ、(ii) 本社債の要項はこれに従って解釈され、また(iii) 計算代理人はかかる転換を実施するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の修正を行う権限を有する。

(b) 計算代理人が、上記(a)に従い本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務を転換するまでの間、または計算代理人が転換を行わないことを決定した場合、本社債に関するクレディ・アグ

リコル・CIBの支払義務は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、適用される法律により定まるまたはその他計算代理人が決定する為替レートに基づきその時点でフランスにおいて採用されている通貨に転換されるものとし、本社債の要項はこれに従って解釈されるものとする（例えば、計算代理人がかかる転換を反映するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の変更の実施を含むが、これに限定されない。）。

- (c) クレディ・アグリコル・CIBは、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知をした上で、その単独の絶対的な裁量により、本社債の全部（一部は不可）を自らが指定する日に早期に償還することができる。各本社債は、代替支払通貨建（適用ある場合）またはその時点でフランスにおいて採用されている通貨建で、公正市場償還額にて償還されるものとする。

クレディ・アグリコル・CIBは、予定支払通貨停止事由の発生時に、予定支払通貨停止事由の発生を下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知し、かかる通知にはその概要およびこれに関連する対応案を記載するものとする。

本4項において計算または決定を行う際、計算代理人は関連するとみなすすべての情報を考慮するが、その他の点ではその単独の絶対的な裁量により行為するものとする。上記にかかわらず、計算代理人は予定支払通貨停止事由の発生後、いかなるシリーズの社債についてもクレディ・アグリコル・CIBの支払義務を代替支払通貨に転換する義務を負わない。クレディ・アグリコル・CIBおよび計算代理人のいずれも、予定支払通貨停止事由の発生により生じた損失に関して本社債の所持人に対するいかなる責任も負わない。

本4項に従いクレディ・アグリコル・CIBが行った支払は、有効な支払となり、本社債の債務不履行を構成しないものとする。

本4項において、

「予定支払通貨」とは、日本円をいう。

「予定支払通貨停止事由」とは、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、理由の如何を問わず、随時予定支払通貨が法定通貨として存在しなくなったと判断した場合をいう。

5 本社債の地位

本社債および本社債に関する利札は、クレディ・アグリコル・CIBの直接、非劣後、上位優先（フランス通貨金融法典第L. 613-30-3-I-3条の意義の範囲内におけるところによる。）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において、本社債相互の間および（上記に従いかつ法律上の一定の例外を除き）その時々クレディ・アグリコル・CIBの未償還の他の一切の非劣後、上位優先かつ無担保の債務との間で同順位であり、また、クレディ・アグリコル・CIBが負担するその他の一切の既存のまたは将来の直接、非劣後、上位優先、無条件かつ無担保の債務（法律により優先されるものを除く。）と少なくとも同順位である。

6 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上の事由が発生した場合、本社債の所持人は、主支払代理人の所定の事務所に宛ててクレディ・アグリコル・CIBに書面で通知することにより（かかる通知は主支払代理人が受領した時点で有効となる。）、所持人が保有する

本社債は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債は、呈示、要求、抗議またはその他あらゆる種類の通知を行うことなく、直ちに期限が到来し、その公正市場償還額が支払われるべきものとなる。

- (a) いずれかの本社債の元金または利息がその支払期日に支払われず、利息の支払についてはかかる不履行が、かかる旨の書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からクレディ・アグリコル・CIBが受領したときから15日間以上継続した場合。ただし、クレディ・アグリコル・CIBが当該期間の満了前にかかる不履行を治癒した場合はこの限りではない。
- (b) クレディ・アグリコル・CIBが「社債の概要」に基づくその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ、（通知が必要でなく、かかる不履行の治癒が不可能な場合を除き）クレディ・アグリコル・CIBがかかると不履行を治癒できる場合で、かかる不履行およびかかる不履行の治癒の要求を明記した書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からクレディ・アグリコル・CIBが受領したときから60日以内に治癒しなかった場合。
- (c) クレディ・アグリコル・CIBが全般的に支払期限の到来した債務の支払を中止した場合、クレディ・アグリコル・CIBの法律上の清算手続（liquidation judiciaire）もしくは事業全体の譲渡（cession totale de l'entreprise）について判決がなされた場合、クレディ・アグリコル・CIBが類似の破産手続もしくは倒産手続の下にある場合、またはクレディ・アグリコル・CIBが債権者の利益のために資産の全部もしくは重要な部分に関して権利移譲、譲渡もしくはその他の契約を提案した場合、またはクレディ・アグリコル・CIBが清算もしくは解散の決議を採択した場合（ただし、新設合併、吸収合併、その他の事業体への資産の全部または大部分の譲渡に関するもので、その結果、新設事業体、存続事業体または譲受事業体の信用力が、かかる行為の前のクレディ・アグリコル・CIBよりも著しく悪化していない場合を除く。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本社債、利札または代理契約の条項を特別決議（代理契約に定義される。）により修正することを承認することを含む、本社債の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。クレディ・アグリコル・CIBまたは本社債の所持人が社債権者集会を招集することができ、本社債の元本残高の10%以上を有する本社債の所持人により書面による要求があった場合、クレディ・アグリコル・CIBは社債権者集会を招集するものとする。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本社債の元本残高の50%以上を保有もしくは代表する1名以上の者、その延会においては、保有もしくは代表される本社債の元本金額の如何にかかわらず、本社債の所持人本人もしくはその代理人1名以上の者とする。ただし、本社債または利札の特定の規定の修正（本社債の償還期日もしくは利払日の修正、本社債の元金もしくは利率の減額もしくは取消、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）を議題とする集会における定足数は、本社債の元本残高の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本社債の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。(a)社債権者集会で採択された特別決議または(b)本社債の所持人すべてによりもしくは本社債の所持人すべてのために署名された書面をもって採択された特別決議

もしくは本社債が決済機関によりもしくは決済機関のために保有されている場合にかかる決済機関の電子通信システムを介して伝達される電子承認によりなされた特別決議の承認は、（集会で採択された特別決議の場合には）出席の有無にかかわらず、本社債の所持人すべてを拘束し、また利札の所持人すべてを拘束する。

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく（またかかる本社債の所持人もしくは利札の所持人の個別の事情または特定の法域における税金もしくはかかる修正によるその他の結果を考慮することなく）、以下の点について、本社債の要項、利札または代理契約の修正を実施することができる。

- (a) 本社債の所持人の利益に重要な悪影響のない修正および／または
- (b) 形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記もしくは脱漏を訂正するため、不完全な規定を是正、訂正もしくは補足するためもしくは(i)法律もしくは規制の強行規定、(ii)クレディ・アグリコル・CIBを監督する規制当局の規則もしくは要求もしくは(iii)本社債が上場され得る証券取引所の要求に従うための修正

かかる修正は、本社債の所持人および利札の所持人を拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

(a) フランスの租税

本社債および利札に係る元金および利息の支払はすべて、課税管轄地域によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる（ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合（以下「グロスアップ事由」という。）を除く。）。

グロスアップ事由が発生した場合、クレディ・アグリコル・CIBはフランスの法律により認められる最大限の範囲で、本社債の所持人または利札の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本社債の元金または利息の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債または利札について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の場合には支払われないものとする。

- (i) 支払のためにフランスで本社債または利札が呈示された場合
- (ii) 本社債または利札を保有する以外に、課税管轄地域と何らかの関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金を負担する所持人またはかかる所持人を代理する第三者に対する場合
- (iii) 居住申告または非居住申告を含む（これに限定されない。）申告またはその他の表明を行えば、源泉徴収または控除を免除されたであろうが、怠った所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合

- (iv) 関連日後30日を過ぎて支払のために本社債または利札が呈示された場合（ただし、本社債の所持人または利札の所持人がかかる30日目（かかる日が支払営業日であったと仮定すれば）に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）
- (v) EU加盟国内の別の支払代理人に本社債または利札を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合
- (vi) 所持人がフランスの一般租税法典（Code général des impôts）第238-0 A条の意義の範囲内における非協調国または地域に所在しもしくは設立されているかまたは口座を開設している場合

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「課税管轄地域」とは、フランスまたはその行政区画もしくは課税当局をいう。

「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに主支払代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対してなされた日をいう。

(b) FATCA

本社債に係る支払からの控除もしくは源泉徴収または本社債に関連する控除もしくは源泉徴収が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定およびこれに基づく合衆国財務省規則（以下「FATCA」という。）に関連した合衆国内国歳入庁との協定、合衆国とフランス、ルクセンブルグまたはその他の法域の間のFATCAに関する政府間協定またはFATCAもしくは政府間協定を実施するもしくはそれらに関連するいずれかの法域における法律、規則もしくはその他公式のガイドラインに基づいて課されたものである場合、クレディ・アグリコル・CIBまたはいかなる支払代理人も、かかる控除または源泉徴収を理由とする追加額の支払を行わないものとする。

(c) 租税情報の交換

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）は、包括的かつ多国間における自動的情報交換（以下「AEOI」という。）を世界規模で実現するため、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。欧州連合の加盟国間でCRSを実施するため、2014年12月9日、課税分野における強制的な自動的情報交換に関する指令第2011/16/EU号を改正する理事会指令第2014/107/EU号（以下「ユーロCRS指令」という。）が採択された。

CRS法に基づき、前暦年に関連する情報につき、毎年9月30日までに情報交換が適用される。ユーロCRS指令に基づき、前暦年に関連するデータにつき、毎年9月30日までに加盟国の地方税務当局に対してAEOIを適用しなければならない。さらに、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動的に情報を交換するために、OECDの権限ある当局による多国間合意（以下「多国間合意」という。）に署名した。多国間合意は、非加盟国間でのCRSの実施を目的としており、国ごとに合意を結ぶ必要がある。

UKにおいては、情報の開示および報告に関する規定が2015年国際租税遵守規則に定められている。これらは、CRS、ユーロCRS指令およびFATCAに基づく要件を調和させている。

各所持人は、租税の分野における行政協調に関するEU理事会指令第2011/16/EU号（EU理事会指令第2014/107/EU号により修正）により主支払代理人に課された確認および報告義務を遵守するために、要求される情報を、適時に主支払代理人へ提供する責任を有するものとする。

(d) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本社債のように支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡し・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税と地方税が源泉所得税として課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができる。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税が源泉所得税として課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができる。また、日本国の内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

なお、日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債の利息、譲渡益および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

9 通知

本社債の全部がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている大券により表章されている限り、本社債の所持人に対するすべての通知は、本社債の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよび／またはクリアストリームへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに通知がなされた日に本社債の所持人になされたものとみなされる。

大券が最終券面と交換される場合、かかる交換の条件として、本社債の所持人はクレディ・アグリコル・CIBに対して、本社債に関する有効な通知がなされる住所を提供することを要求される。最終券面の譲渡に際し、新たな最終券面の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBに対して、その指定された事務所において、最終券面に関する有効な通知がなされる住所を提供しなければならない。前述の方法により新たな住所が通知されない限り、クレディ・アグリコル・CIBは、最終券面に関する通知を前述の方法により届出を受けた最終の住所へ行く権利を有し、最終券面の譲渡にかかわらず、かかる通知は有効とみなされる。かかる通知は、交付された日、または営業日の午後5時以降に交付されたもしくは営業日以外の日に交付された場合には交付場所における翌営業日に行われたものとみなす。

10 消滅時効

本社債および利札は、それぞれの関連日から元本の支払については10年、利息については5年の期間内に元本および／または利息に関して請求がなされない場合は失効する。

11 表明、認識および誓約

(a) 表明および認識

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、当該本社債の所持人に関する以下のすべての記載が本社債の引受または購入の日において真実かつ正確であることを確認する。

- (i) 本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBおよび本グループのその他の構成員に対する調査について、自ら独立した評価を行うことに単独で責任を負う。本プログラムの公表を除き、本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員に関連する追加情報の提供を受けるために、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員に依拠しておらず、また今後も依拠しない。
- (ii) 本社債への投資または保有に伴う明確かつ潜在的に大きなリスクにかかわらず、本社債の所持人による本社債の購入は(A)その財務上の需要、目的および状況に完全に合致しており、(B)適用されるすべての投資方針、ガイドラインおよび制限に準拠しており、(C)自身に適した適切な投資である。本社債の所持人は、必要に応じて、独立した専門家の十分な助言を得て、本社債への投資の適法性、メリットおよびリスクを自ら評価している。
- (iii) 本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員からのいかなる連絡（書面または口頭）についても、投資助言または本社債の購入の推奨として依拠していない。

- (iv) クレディ・アグリコル・CIBおよび本グループのその他の構成員のいずれも、本社債に関して、受託者や助言者として、または本社債の所持人の代理人として行動していないことを認識している。
- (v) 本社債の所持人による本社債の引受または購入は、その法人設立管轄地および運営管轄地（異なる場合）の法律の下で合法であり、かかる引受または購入は、本社債の所持人に適用される法律または規制に反していない。
- (vi) 本社債の所持人は、本グループの構成員から受け取ったいかなる連絡（書面または口頭）も、本社債の期待される成果やパフォーマンスについての保証または確約とはみなされないことを認識している。本社債の所持人は、満期償還日に支払われる額面金額が本社債の記載額面金額を下回るか、あるいはゼロになる可能性があることを認識している。
- (vii) 本社債の所持人は、本プログラムが、発行日またはそれ以前に受け取った本社債に関するタームシートの全体について優先し、本プログラムのみが本社債の法的拘束力のある条件を構成していることを認識し、同意する。
- (viii) 本社債の所持人（本社債の所持人が、本プログラムに基づき選任されたディーラーとして行為する場合を除く。）は、自己の計算において本人として、および／またはその後第三者の口座に移すために、本社債を購入している。
- (ix) 本社債の所持人が、本プログラムに基づき選任されたディーラーまたは本社債の販売代理人として行為し、発行価格を下回る金額で本社債を取得する場合および／または取引に関連して手数料を受け取る場合、かかるディーラーまたは販売代理人は、適用される法律、規則、規定または最善の市場慣行の要求に応じて、投資家に対して適切な開示をする全責任を負う。
- (x) 本社債の所持人が、本社債をいずれかの第三者に譲渡する場合、本社債の所持人は、(A)かかる第三者にとっての本社債の適合性および適切性の評価に関する全責任を負うこと、(B)取引に影響のある関連するすべての法律、規則および規定を遵守すること、ならびに本社債を第三者に販売するために必要な政府その他の承諾または承認（「本人確認」、マネーロンダリング防止、反テロリズムおよび贈収賄に関するいかなる法律、規則、規定も含むが、これらに限定されない）を取得すること、(C)当該譲渡に関し、本社債の所持人自身が本グループの構成員と協力関係、提携関係、共同経営関係を有し、またはその代理人として行動していると表示しないこと、(D)いずれの譲受人も、すべての取引の前に本社債に関する十分な情報を受け取り、またはこれへのアクセスを与えられることを確保すること、(E)いかなる譲渡も本プログラムに記載されるすべての販売規制に従って実施することに同意する。
- (xi) 元金および／または利息（場合により）に係る支払額は、日経平均株価の水準に連動する算式によって決定される。そのため、日経平均株価の水準の推移は、本社債の所持人に支払う元金および／または利息の支払額に悪影響を及ぼす可能性があり、また、満期を迎える前の本社債の市場価値に悪影響を及ぼす可能性がある。満期償還日に支払われる額面金額は本社債に記載される額面金額を下回るか、あるいはゼロになる可能性もある。

(b) 情報開示の誓約

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、以下の事項に同意する。

- (i) 法務、税務または規制上の事項に関して、クレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類（クレディ・アグリコル・CIBに随時適用される法務、税務および規制上の要件にクレディ・アグリコル・CIBが従うために必要な情報または望ましい情報を含む。）をクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (ii) 本社債の所持人の身元および当該所持人またはその後継の譲受人が本社債の購入にあたり使用する支払源を確認するためにクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類をクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (iii) クレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が、適用される銀行秘密法および関連する秘密保持規定に従い、(A)かかる情報および書類ならびに本社債に対する投資に関するその他の情報を関連する政府当局、銀行監督当局、税務当局その他の規制当局に提供し、(B)適用される法律または規制に従うために（あらゆる場合において、クレディ・アグリコル・CIBまたはその個別の代理人の単独の裁量により）必要または有用と考えられるその他の措置を講じ得ること。

12 準拠法および裁判管轄

本社債、利札およびこれらに起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務はイングランド法に準拠するものとし、これに従って解釈される。商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）の第470-1条から第470-19条までの規定を含まない。本社債の所持人は、商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）の第470-21条に基づきいかなる行為も行うことができない。

- (a) 当事者らは、イングランドの裁判所が本社債および／もしくは利札から生じ、または本社債および／もしくは利札に関して生ずるあらゆる紛争（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本社債および／もしくは利札から生じ、または本社債および／もしくは利札に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する訴訟手続を含む。）をかかるとの主張を、ここに取消不能の形でイングランドの管轄裁判所に提出し、放棄すると共に、イ

イングランドの裁判所に提起されたかかる訴訟手続における判決が終局的なものであり、当事者ら（またはそのいずれか）に対して拘束力を有し、他の法域における裁判所においても執行可能であることに關し、ここに取消不能の形で合意する。

(b) 疑義を避けるため付言すると、上記(a)および本項(b)の規定は、規則（EU）第1215/2012号（以下「ブリュッセル改正規則」という。）に基づく当事者らの権利に影響を与えず、その規定の効力は、ブリュッセル改正規則に従い管轄権を有する裁判所の管轄権を制限しない。本社債の条項を実施するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与されないが、同法とは無関係に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済手段に影響を及ぼすものではない。

クレディ・アグリコル・CIBは、現在イングランドに事務所を有し、ロンドン市 EC2A 2DA、アポルド・ストリート5、ブロードウォーク・ハウスに所在するクレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店を本社債についての訴訟手続に関するイングランドにおける送達代理人に任命し、クレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店が送達代理人としての職務の遂行を停止したときまたはイングランドに事務所を有さなくなったときは本社債についての訴訟手続に関するイングランドにおける送達代理人として他の者を任命することを約束する。

本項の内容は、法律により認められる他の方法で訴状等の送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

クレディ・アグリコル・CIBは、代理契約、適用される捺印証書およびイングランド法ディード・オブ・コバナントのそれぞれに關して、イングランドの裁判所の管轄に服しており、かつ、上記と実質的に同様の条件で送達代理人を任命している。

「社債の概要」の規定が無効となった場合であっても、その他の規定の有効性に何らの影響を及ぼすものではない。

13 ベイルイン

(a) 承認

本社債のシリーズのその他の条項またはクレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人の間のその他の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債を取得することにより、各本社債の所持人（本13項において、本社債の各実質的保有者を含む。）は、以下について承認し、受諾し、同意し、合意する。

(i) 関連破綻処理当局（以下に定義する。）によるベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

(A) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額

(B) 本支払金額の全部または一部の、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（それにとまう本社債の所持人に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（本社債の条項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債の所持人は、本社債に基づく権利の代わりに、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。

(C) 本社債の消却

(D) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期日の変更（支払を一時的に停止することによるものを含む。）、および

(ii) 本社債の条項は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本13項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、および／または、その時々においてペイルイン権限を行使する権限を有し、またはペイルイン権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）を意味する。

「規制対象会社」とは、2015年8月20日付政令により改定されたフランス通貨金融法典第L. 613-34条第I項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「ペイルイン権限」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会の指令第2014/59/EU号（その後の改正を含み、以下「BRRD」という。）の国内法制化に係る、フランスの有効な法律、規制、規則または要件（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令）（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めると共に規則（EU）第1093/2010号を改正する2014年7月15日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第806/2014号（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）に基づくもの、またはその他フランス法に基づき生じたものを含むがこれに限定されない。）、ならびにいずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社（もしくはその関連会社）の債務の（一部または全部の）減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社（もしくはその関連会社）の有価証券の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限を意味する（破綻処理における措置後のペイルイン手法の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施またはその他に関連しているかを問わない。）。

「本支払金額」とは、適用される「社債の概要」に従った、本社債に基づく支払をいう。

(b) 利息およびその他の支払金額の残高の支払

本支払金額の返済または支払がそれぞれ期日を迎える時点においてクレディ・アグリコル・CIBまたはクレディ・アグリコル・グループ企業に適用あるフランスおよび欧州連合における有効な法令に基づきクレディ・アグリコル・CIBが当該返済または支払を行うことが許される場合を除き、クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払も支払期限が到来せず、支払もなされないものとする。

(c) 債務不履行事由を構成しないこと

クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額のクレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行の事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、かかる本社債の所持人に対して救済（衡平法上の救済を含む。）（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではないものとする。

(d) 本社債の所持人への通知

関連破綻処理当局により本社債に関するペイルイン権限が行使された場合、クレディ・アグリコル・CIBは、当該ペイルイン権限の行使について、上記「9 通知」に従い、可能な限り速やかにかかる本社債の所持人に対して書面により通知する。また、クレディ・アグリコル・CIBは、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するものとするが、主支払代理人は、かかる通知をかか本社債の所持人に送付する義務を負わないものとする。クレディ・アグリコル・CIBが通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記(a)に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(e) 代理人の義務

関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合に、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に関連して(i)代理人は本社債の所持人からいかなる指示も受ける必要がなく、(ii)代理人は代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて承認し、受諾し、同意し、合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合）、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人が代理契約の改定に従って合意する場合その合意の範囲内で、代理契約に基づく代理人の義務は、かかるペイルイン権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(f) 按分

関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、代理人がクレディ・アグリコル・CIBまたは関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、ペイルイン権限に基づいて関連シリーズの本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(g) 包括的条項

本13項に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、クレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人間のその他のいかなる契約、取決めまたは合意をも除外するものとする。

14 その他

(a) 代わり社債券および代わり利札

本社債または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、主支払代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、クレディ・アグリコル・CIBが合理的に要求する証拠および補償の提出を条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本社債または利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(b) 代理契約

本社債および利札は、クレディ・アグリコル・CIB、主支払代理人兼銀行代理人としてのCACEISバンク ルクセンブルグ支店（以下「主支払代理人」（承継者たる主支払代理人を含む。）および契約に記載されるその他支払代理人（主支払代理人と共に、以下「支払代理人」または「代理人」と総称され、追加のまたは承継者たる支払代理人を含む。））およびその他の当事者との間の2021年5月7日付の改定代理契約（かかる代理契約は随時改訂および／または補足および／または修正される。以下「代理契約」という。）に従い、その利益を享受する。

(c) 承継

(i) 承継に関する前提条件

本社債に関連して、クレディ・アグリコル・CIB（かかる用語は、本項(c)においてのみ、本項(c)に基づき承継した前任者を含む。）は、本社債の所持人の同意なしに、主要な債務者としてクレディ・アグリコル・CIBに指名された他の会社（以下「承継債務会社」という。）に代替および承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (A) (1)承継債務会社は、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の捺印証書を作成するものとし、当該書類の下で、承継債務会社は、クレディ・アグリコル・CIBに代わり、本社債の主要な債務者として、本社債、代理契約および適用されるディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、各本社債の所持人（かかる用語は、本項(c)においてのみ、利札の所持人を含む。）のために、「社債の概要」ならびに代理契約および適用されるディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、(2)クレディ・アグリコル・CIBは、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の保証状を作成するものとし、それに基づきクレディ・アグリコル・CIBは、主要な債務者として承継債務会社の支払うべき金額の全額の支払を、各本社債の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証し、また(3)承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、承継が完全な効力を有するために必要ならぬその他の書類（もしあれば）（上記捺印証書および保証状とあわせて以下「書類」という。）を作成する。

- (B) 上記(A)または下記(C)の一般性を害することなく、承継債務会社が、フランス以外の領土において税務の観点から設立、所在または居住している場合、本社債の所持人が、承継により、かかる承継が行われなかった場合よりも不利な立場とならないために、書類は、承継債務会社による誓約および／または各本社債の所持人が誓約による利益を確実に受けるために必要な上記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」の条項（フランスに関する内容については、承継債務会社が税務の観点から設立、所在または居住する1つまたは複数の領土に関する内容に承継することができる。）に相当する表現のその他の条項を含むものとする。
- (C) 書類は、承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBによる以下の表明および保証を含むものとする。(1)承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、かかる承継ならびに承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBの義務に関するクレディ・アグリコル・CIBによる保証の付与ならびに書類に基づく承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBのそれぞれの義務の履行に必要な一切の政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意がすべて完全に有効であること。(2)書類に基づいて各承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBが各々負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って適法であり、有効かつ拘束力を有していること。
- (D) 承継債務会社は、主支払代理人に対し、主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (E) クレディ・アグリコル・CIBは、主支払代理人に対し、主要な法律事務所からクレディ・アグリコル・CIBを代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してクレディ・アグリコル・CIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有するクレディ・アグリコル・CIBの義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (F) クレディ・アグリコル・CIBは、主支払代理人に対し、イングランドの主要な法律事務所から提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してクレディ・アグリコル・CIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類はイングランド法上適法であり、有効かつ拘束力を有する当事者らの義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (G) 承継債務会社は、本社債に起因しまたはこれらに関連して生じる訴訟または法的手続に関して、承継債務会社に代わり送達を受けるイングランドの代理人として、上記「12 準拠法および裁

判管轄」においてクレディ・アグリコル・CIBにより任命された送達代理人またはイングランドに事務所を有する他の者を任命していること。

(ii) 承継債務会社による引受け

上記(i)(A)に定める書類が作成された場合で、かかる条項のその他の要件が満たされた場合、(A)承継債務会社は、クレディ・アグリコル・CIBに代わり、主要な債務者として本社債にその名称が記載されたものとみなされ、(B)これに基づき、本社債、適用されるディード・オブ・コベナントおよび代理契約は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされ(文脈上、許される場合、フランスに関する内容については、承継債務会社が設立された地域に関する内容に承継させることを含む。)、(C)クレディ・アグリコル・CIBは、本社債について主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(iii) 書類の預託

本社債が未償還であり、かつ承継債務会社またはクレディ・アグリコル・CIBに対して本社債または書類に関し本社債の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、主支払代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、各本社債の所持人が、本社債または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(iv) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。疑義を避けるため付言すると、かかる通知が送付されなかった場合も、承継は無効とはならない。

(v) 税効果

かかる変更または承継のかかる権利に関連して、クレディ・アグリコル・CIBは、目的を問わず、特定の地域に住所を置くもしくは居住しているもしくはその他特定の地域と関係を有しているまたは特定の地域の裁判管轄に服することにより生じる本社債の所持人である個人に対するかかる権利の行使の効果を考慮する義務を負わず、また本社債の所持人は、かかる変更または承継によるかかる本社債の所持人に対する税効果に関するいかなる補償または支払もクレディ・アグリコル・CIBに要求する権利を有しないものとする。

(d) 様式、額面および所有権

本社債は、無記名式(以下「無記名式社債」という。)であり、(最終券面の場合)は社債券番号が付され、日本円建てで、各社債券の額面金額は1,000,000円である。最終無記名券面は、利札付で発行される。

以下に記載される条件に従って、本社債および利札の所有権は、受渡により移転する。クレディ・アグリコル・CIBおよびいずれの代理人も(支払期日が到来しているか否かを問わず、また、本社債も

しくは利札の所有に係る注記、券面上の記載または本社債もしくは利札の以前の紛失もしくは盗失の注記にかかわらず）本社債または利札の持参人を（法律に別段の定めがない限り）その完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

いずれかの本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている無記名式大券により表章されている間は、当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者（ユーロクリアおよびクリアストリームを除く。）（この場合、いずれかの者の口座に貸記されているかかる本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りまたは立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。）は、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人によりすべての点（本社債の額面金額に係る元利金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、無記名式大券の所持人が、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人により額面金額の当該本社債の所持人として取り扱われるものとし、「本社債の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本社債の所持人として取り扱われる。

無記名式社債は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して合衆国外で発行される。

本社債は、無記名式、かつ当初仮大券の形態で発行され（以下「仮無記名大券」という。）、当該仮無記名大券はトランシェの当初の発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通保管機関に引き渡される。

無記名式社債が仮無記名大券によって表章されている間は、交換日（以下に定義する。）より前に支払期日の到来する本社債に係る元金、利息（もしあれば）およびその他の支払は、合衆国財務省規則により定められている通り、かかる無記名式社債の持分の実質所有者がレギュレーションSにおいて定義される米国人（U.S. Person）（以下「米国人」という。）でなくかつ米国人に転売するために購入した者でないことの証明書（様式は後に提供される）をユーロクリアおよび／またはクリアストリームが受領し、さらに場合により、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームが（受領した証明書に基づく）かかる証明書を主支払代理人に交付した場合に限り行われる。

仮無記名大券発行後40日目の日（以下「交換日」という。）以後、かかる仮無記名大券の持分は、証明書が既に交付されている場合を除き、上記の証明書と引き換えに、同シリーズの恒久無記名大券の持分と（手数料なしで）要求に応じて交換される。ただし、合衆国における購入者および一定の米国人は、最終無記名券面を受領することはできない。仮無記名大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮無記名大券の恒久無記名大券の持分または最終無記名券面との交換が不当に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた利息、元金またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。

恒久無記名大券の元金、利息（もしあれば）またはその他の金額の支払は、証明書を要さずに、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームを通じて行われる。

恒久無記名大券は、交換事由（以下に定義する。）が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を利札付の最終無記名券面と（手数料なしで）交換される。ここで「交換事由」とは、(i)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリームの双方が、連続

する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、もしくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をクレディ・アグリコル・CIBが受け、かつ、いずれの場合も後継の決済機関がないとき、または(iii)クレディ・アグリコル・CIBの所在地における法改正により、本社債が最終無記名券面の様式であったなら被らなかつたであろう、不利益な税務効果をクレディ・アグリコル・CIBが被るかもしくは被ることとなるときをいう。クレディ・アグリコル・CIBは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「9 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久無記名大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記(iii)に規定される交換事由が発生した場合には、クレディ・アグリコル・CIBも主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、主支払代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての無記名式社債およびかかる無記名式社債に関連するすべての利札に記載される。

「本証券を保有する合衆国人は、内国歳入法（その後の改正を含む。）第165条(j)および第1287条(a)に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、無記名式社債または利札に関する損失を税務上控除することができず、また、かかる社債または利札に係る売却、処分、償還または元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

恒久無記名式の大券により表章される本社債はその時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

(e) 代理人

(i) 一般事項

支払代理人およびその当初の所定の事務所は、以下の通りである。

支払代理人

CACEISバンク ルクセンブルグ支店

(CACEIS Bank, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2520、アレ・シャプファー5番

(5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg)

クレディ・アグリコル・CIBは、以下のすべての条件を満たす場合には、代理人の指名を変更もしくは終了させる権利および／または追加のもしくはその他の代理人を指名する権利および／または代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(A) 主支払代理人を常置すること

(B) ヨーロッパ大陸内の管轄区域に支払代理人を常置すること

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上の上記の通知がなされた後にも（支払不能の場合には直ちに）効力を生じるものとする。

代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、クレディ・アグリコル・CIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人また

は利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。代理契約には、代理人が合併もしくは変更した事業体、代理人が統合した事業体または代理人が承継者たる代理人となるためその資産のほぼすべてを譲渡した事業体を許可する条項も含まれている。

(ii) 計算代理人

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債が未償還である限り、1名以上の計算代理人を常置するものとする。本社債に複数の計算代理人が選任される場合、本社債の要項における計算代理人に関する言及は、各計算代理人が本社債の要項の規定に従いそれぞれ職務を果たすものと解釈される。

計算代理人が代理人として行為できないもしくはそのつもりがない場合、または計算代理人が本社債の要項もしくは計算代理契約により課される職務もしくは義務の遂行に失敗した場合、計算代理人は速やかにクレディ・アグリコル・CIBおよび代理人に通知するものとし、クレディ・アグリコル・CIBは、(下記記載の市場に積極的に参入している事務所を通じて活動している)計算代理人により行われる計算または決定に最も密接に関連している銀行間市場(または適切な場合、金融、スワップもしくは店頭指数オプション市場)に従事している大手銀行または金融機関をその代理として指名するものとする。計算代理人は、承継者を指名することなしにその職務を退くことはできない。

疑義を避けるため付言すると、上記規定は、あらゆる社債に関して、クレディ・アグリコル・CIBが計算代理人として行為するよう関連会社を指名することを妨げるものではない。

計算代理人が何らかの理由で利息計算期間における利率または利息を決定または計算しない場合、クレディ・アグリコル・CIBがその行為を行う(またはそれに代わり代理人を指名する)ものとし、かかる決定および計算は、計算代理人によりなされたものとみなされる。その際、クレディ・アグリコル・CIBは、すべての状況において、自らの意見でその行為を行うことができ、また他のあらゆる点において誠実かつ合理的とみなされる方法により行為する範囲において、上記「1 利息」および「3 支払」の規定を、必要な修正を加えて適用するものとする。

クレディ・アグリコル・CIBは、計算代理契約に従いあらゆる時点において計算代理人の指名を変更または取り消す権利を留保する。ただし、本社債の要項により必要とされる場合で、計算代理人が常に存在するときに限る。計算代理人の指名の取消に係る通知は、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される。

社債の各シリーズに関連して、計算代理人(それがクレディ・アグリコル・CIB、関連会社またはその他の事業体であるかを問わない。)は、クレディ・アグリコル・CIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人もしくは利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。

計算代理人は、クレディ・アグリコル・CIBの同意を得て、適切と認められる第三者に義務または職務を委任することができ、かかる委任による決定または計算は、計算代理人による決定または計算とみなされる。

「社債の概要」において、

「関連会社」とは、ある事業体(以下「第一事業体」という。)に関して、第一事業体により直接的もしくは間接的に支配(以下に定義する。)されている事業体、第一事業体を直接的もしくは

間接的に支配している事業体または第一事業体と共通の支配下にある事業体をいう。なお、ここで、「支配」とは、事業体の議決権の過半数の所有を意味する。

(iii) 決定

別段の記載がある場合を除き、本社債の要項におけるすべての決定および計算は計算代理人によってなされる。

本社債の要項に従ってクレディ・アグリコル・CIBおよび／または計算代理人によってなされた決定、判断または修正は、適用される法律により認められる範囲において、明確な定めがない限り、（明白な誤りがある場合を除き）最終的なものであり、クレディ・アグリコル・CIB、代理人および本社債の所持人に対して拘束力を有する。

とりわけ、上記「1 利息」および「2 償還および買入れ」に記載される規定のために、付与、表示、行為または取得される証明書、連絡、意見、決定、計算、引用および判定は、代理人もしくは（該当する場合）計算代理人またはクレディ・アグリコル・CIBにより成されたか否かにかかわらず、適用される法律により認められる範囲において、（明白な誤りがある場合を除き）クレディ・アグリコル・CIB、主支払代理人、計算代理人（該当する場合）、その他支払代理人ならびにすべての本社債の所持人および利札の所持人に対して拘束力を有し、また、かかる規定に従った権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、クレディ・アグリコル・CIB、本社債の所持人または利札の所持人に対して負う責任は、（明白な誤りがある場合を除き）主支払代理人または（該当する場合）計算代理人に対しては帰属しない。

本社債の要項に従い決定、判断または修正を行う際、クレディ・アグリコル・CIBおよび／または計算代理人は、個別の本社債の所持人（その数を問わない。）に特有の状況により発生する利益を考慮せず、とりわけ、特定の地域もしくはその政治的地域区分における裁判管轄にいかなる目的により住居を定めもしくは居住し、またはそうでなければ関係もしくは属することに起因する個別の本社債の所持人（その数を問わない。）についての決定の結果を考慮しないが、考慮しない要素はこれに限られない。また、計算代理人または本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIB、計算代理人またはその他の者より、個別の本社債の所持人に対する課税上の取扱いに係る決定に関する補償または支払を請求する権利を有しない。

本社債の要項に別段の定めがある場合を除き、および下記に従い、クレディ・アグリコル・CIBまたは計算代理人は、その単独の絶対的な裁量により行為する権利を有し、誠実に行為をするものとする。計算代理人が、本社債の要項に基づき管理機関／ベンチマーク事由（以下に定義する。）により行動し、決定し、判断を下すことを要求される場合にはいつでも（下記「15 指数リンク債に関する特別規定」におけるこれに反する規定にかかわらず）、(A)誠実で、商業的に合理的な方法により、および関連市場情報（以下に定義する。）を参照することにより、ならびに(B) (1)適用されるフォールバックに従って、関連ベンチマーク（以下に定義する。）を決定するための適用される法律または規制に基づき、いかなる時も非合法になつておらず、もしくはなることがなく（もしくはかかる時点において決定がなされる場合には非合法とならない。）、(2)適用されるフォールバックに従って、関連ベンチマークを決定するために適用される許可要件に違反することなく（もしくはかかる時点において決定がなされる場合にはかかる許可要件に違反しないこととなる。）、または

(3) 計算代理人、クレディ・アグリコル・CIBまたはその関連会社が重要な追加規制義務の対象とならない方法により、これを行う。

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「管理機関／ベンチマーク事由」とは、(A) 商業的に合理的な方法により行動する計算代理人による、関連ベンチマークもしくは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定、承認もしくは公的登録への組入れがなされていないか、もしくはなされなくなること、または管轄権を有する関連当局もしくはその他の関連する公的組織により関連ベンチマークもしくは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定、承認もしくは公的登録への組入れが棄却、拒絶、停止もしくは撤回されているか、もしくは棄却、拒絶、停止もしくは撤回されることについてのベンチマーク公開情報（以下に定義する。）に基づく決定（いずれの場合も、クレディ・アグリコル・CIB、計算代理人またはその他の事業体が本社債に基づくまたは本社債に関するそれぞれの義務を履行するために関連ベンチマークを使用することが、適用される法律もしくは規制により許可されていないか、または許可されなくなる効果を有するもの。）、および(B)かかる決定についてのクレディ・アグリコル・CIBへの通知をいう。

「関連市場情報」とは、ある決定に関して、以下に掲げる種類の情報のうち1または複数を含むがこれに限られない、関連する情報をいう。

- (A) 1または複数の第三者から提供される、代替ベンチマーク、関連レート、価格、利回り、利回り曲線、ボラティリティ、スプレッド、コリレーションまたは関連する市場におけるその他の関連する市場情報を含むがこれらに限られない、関連する市場における関連する市場情報から構成される情報、または
- (B) かかる情報が、計算代理人が同様の取引の調整または評価に使用する情報と同じ種類の場合、内部のソース（いずれかの計算代理人の関連会社を含む）から得られる上記(A)で規定される種類の情報。

関連市場情報は、上記(A)に基づく情報を含む（ただし、当該情報が容易に入手可能でない場合および当該情報を使用して決定を下した際に商業的に合理的でない結果を生み出す場合を除く。）。上記(A)に従って市場情報を提供する第三者は、中央清算機関、取引所、関連する市場におけるディーラー、関連する商品のエンド・ユーザー、情報ベンダー、ブローカーおよびその他の知られた市場情報のソースを含むが、これらに限られない。なお、本項において、「取引所」とは、上記「1 利息 (a) 用語の定義」に定義する取引所ではなく、一般的な意味における取引所をいう。

「関連ベンチマーク」とは、本社債のシリーズに関して、日経平均株価をいう。

「特定公的ソース」とは、ブルームバーグ、ロイター通信社、ダウジョーンズ・ニュースワイヤー、ウォールストリートジャーナル、ニューヨーク・タイムズ、日本経済新聞、朝日新聞、読売新聞、フィナンシャル・タイムズ、ラ・トリビューン、レゼコ、オーストラリア・フィナンシャル・レビューおよび後継出版物、関連ベンチマークの管理機関またはスポンサーが設立または組織される国におけるビジネス・ニュースの主要なソースおよびその他の出版または電子配信される国際的に認められたニュース・ソースのそれぞれをいう。

「ベンチマーク公開情報」とは、管理機関／ベンチマーク事由に関して以下のいずれかまたは両方をいう。

- (A) (1) 関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーまたは(2) 関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーの監督もしくは関連ベンチマークの規制に責任を負う国家、地域もしくはその他の監督当局もしくは規制当局から受領するまたはそれらにより公表される情報。ただし、上記(1)および(2)に規定される種類の情報が公開されていない場合には、かかる情報の機密保持に関連する法律、規制、契約、合意またはその他の制限に違反することなく公開され得る場合に限り、その情報はベンチマーク公開情報を構成することができる。または、
- (B) 特定公的ソースにおいて公表された情報（かかる情報を取得するために読者または利用者が手数料を支払うかどうかを問わない。）

上記(A)に規定される種類の情報に関連して、計算代理人は、かかる情報は、かかる情報の機密保持に関する法律、規制、契約、合意またはその他の制限に違反することなく計算代理人またはその関連会社に開示されたものであり、かかる情報を提供する当事者がいかなる措置も講じておらず、管理機関もしくはスポンサーまたは当該国家、地域もしくはその他の監督当局もしくは規制当局との間でかかる情報を計算代理人もしくはその関連会社に開示することにより違反されるまたはかかる開示を妨げるいかなる契約または合意も締結していないとみなすことができる。

(f) 追加発行

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく、本社債と同じ要項の社債、または初回の利息額および利払日を除くすべての点において本社債と同じである社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができる。

15 指数リンク債に関する特別規定

(a) 一般的定義

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「障害日」とは、(i)取引所もしくは関係取引所がその通常取引セッションにおける取引を開始できないか、または(ii)市場障害事由（下記「(b) 市場障害事由、障害日およびその帰結 (i) 定義」に定義する。）が生じている予定取引日をいう。

本15項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「構成株式銘柄」とは、日経平均株価の各構成株式銘柄をいう。

「最終障害日」とは、障害日の発生に関連し、予定評価日の直後の最長障害日数に等しい一続きの予定取引日における最終の予定取引日をいう。

「最長障害日数」とは、当初日経平均株価決定日については3予定取引日、利率判定評価日、最終評価日および早期償還評価日については5予定取引日をいう。

「取引所営業日」とは、取引所および関係取引所のそれぞれの通常取引セッションにおける取引が行われる予定取引日をいい、取引所または関係取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。

「評価日」とは、(i) 障害日については、当初日経平均株価決定日、利率判定評価日、早期償還評価日および最終評価日をいい、(ii) 日経平均株価調整事由については、当初日経平均株価決定日、利率判定評価日、早期償還評価日、最終評価日および観察期間中の障害日でない予定取引日をいう。

「予定評価日」とは、障害日となる事由が発生しなければ評価日であった日をいう。

(b) 市場障害事由、障害日およびその帰結

(i) 定義

本15項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「市場障害事由」とは、(A) 計算代理人が重大であると判断する取引障害が評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、(B) 計算代理人が重大であると判断する取引所障害が評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または(C) 早期終了が発生もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で市場障害事由が生じているか否かを決定する場合において、日経平均株価に含まれている構成株式銘柄に関して市場障害事由が生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、市場障害事由発生直前における(A) かかる構成株式銘柄が日経平均株価の水準に貢献している部分と(B) 包括的な日経平均株価の水準との対比に基づくものとする。

「早期終了」とは、日経平均株価に関する取引所営業日において、日経平均株価の水準の20%以上を構成する構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所が、予定終了時刻前に終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(A) かかる取引所営業日の取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻、および(B) かかる取引所営業日の評価時刻における取引執行のために取引所または関係取引所のシステムに入力される注文の提出期限のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

「取引障害」とは、(A) 取引所における日経平均株価の水準の20%以上を構成する構成株式銘柄に関して、または(B) 関係取引所における日経平均株価に関する先物取引もしくはオプション取引に関して、取引所もしくは関係取引所またはその他が許容する制限を超える株価の変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所またはその他により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が全般的に(A) 取引所において日経平均株価の水準の20%以上を構成する構成株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能、または(B) 関係取引所において日経平均株価に関する先物取引もしくはオプション取引の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を障害または毀損すると計算代理人において判断された事由（早期終了を除く。）をいう。

(ii) 障害日発生の帰結

評価日が障害日である場合、計算代理人は評価日を延期し、この場合、評価日は障害日でない直後の予定取引日とする。ただし、最終障害日（当日を含む。）までの各予定取引日が障害日である場合を除く。この場合、(A) かかる日が障害日であるという事実にかかわらず最終障害日を評価日とみなし、(B) 計算代理人は、日経平均株価を構成する各株式銘柄の最終障害日における評価時刻現在

の取引所での取引価格または相場価格（または最終障害日において関連する株式銘柄について障害日を生じさせる事由が発生した場合には、最終障害日における評価時刻現在の関連する株式銘柄の価値の誠実な推定額）を利用して、最初の障害日の発生の直前に有効であった日経平均株価を計算するための計算式および計算方法に従い、最終障害日における評価時刻現在の日経平均株価の水準を決定する。

計算代理人は、評価日における障害日の発生を、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知するものとする。かかる通知は、かかる障害日の詳細およびそれに関して計算代理人により行われると提案された行為を示すものとする。

(c) 日経平均株価の調整

(i) 承継日経平均株価／承継スポンサー

(A)インデックススポンサーが日経平均株価を計算および公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサーが日経平均株価を計算および公表する場合、または(B)日経平均株価が、日経平均株価の計算で用いられるのと同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式もしくは計算方法を用いる承継指数により代替される場合には、いずれの場合も、かかる指数（以下「承継日経平均株価」という。）が日経平均株価とみなされる。

(ii) 日経平均株価の計算の修正および中止ならびに管理機関／ベンチマーク事由

(A)ある評価日以前において、インデックススポンサーが、日経平均株価を計算するための計算式もしくは計算方法の著しい変更もしくはその他の方法で日経平均株価を著しく修正し（構成銘柄および資本ならびにその他通常業務に関する事項の変更が生じた場合において日経平均株価を維持するための計算式または計算方法の修正を除く。）（以下「日経平均株価修正」という。）もしくは、日経平均株価が永久的に廃止され承継日経平均株価も存在しない場合（以下「日経平均株価廃止」という。）、(B)いずれかの評価日において、インデックススポンサーが日経平均株価を計算および公表しない場合（以下「日経平均株価障害」という。）、または、(C)いずれかの評価日まで、管理機関／ベンチマーク事由が発生した場合（日経平均株価修正、日経平均株価廃止および日経平均株価障害とあわせて、それぞれを、以下「日経平均株価調整事由」という。）、計算代理人は、以下のいずれかを行うことができる。

- (1) 日経平均株価を代替指数に置き換えることを決定する。ここで、「代替指数」とは、日経平均株価調整事由に関連して調整を要することとなった日経平均株価と主要な条件が同等であると計算代理人の裁量により判断された指数を意味する。指数の主要な条件には、戦略、通貨、計算の周期性および水準の発表の周期性、原資産、地理的および経済的範囲の種別または規則を含む。
- (2) かかる日経平均株価調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすか否かを決定し、重大な影響を及ぼす場合には、公表済みの日経平均株価の水準の代わりに、場合により、修正、障害または廃止の直前に有効であった日経平均株価を算出するための計算式および計算方法に従い、日経平均株価調整事由が生じる直前の日経平均株価を構成した構成株式銘柄のみを用いて計算代理人

が決定する、評価日の評価時刻現在の日経平均株価の水準を用いて、関連する日経平均株価の水準を計算するものとする。

- (3) 日経平均株価調整事由の発生後の合理的な期間で計算代理人が決定する日（以下「社債金額決定日」という。）に、その単独の絶対的な裁量により、本社債の公正市場償還額を計算し、クレディ・アグリコル・CIBは、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債につき、(I)社債金額決定日における公正市場償還額および(II)社債金額決定日における本社債の元金金額のいずれか低い方に相当する金額で償還するものとする。支払は、上記「9 通知」に従い、要求に応じて、本社債の所持人に対して通知される方法によりなされる。

計算代理人は、本項(ii)に従いなされた決定および共にこれに関連する対策案を、可及的速やかに代理人に通知するものとし、代理人は、要求に応じて、かかる決定の写しを、本社債の所持人による閲覧に供するものとする。

- (d) 日経平均株価の水準の訂正

インデックススポンサーにより公表され本社債に関する決定を行うために計算代理人により使用されまたは、使用される予定の日経平均株価の水準がその後訂正され、かかる訂正が当初の公表日中にインデックススポンサーにより公表される場合、当該訂正された日経平均株価の水準が使用されるものとする。ただし、計算代理人は、その後公表された訂正を考慮せずに当初日経平均株価を決定する。当初の公表日の後に公表された日経平均株価の水準の訂正は、関連する支払額を決定する場合において計算代理人により考慮されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

銀行再生および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、本社債は強制的な削減または株式転換の対象となる可能性がある。

金融機関および投資会社の再生および破綻処理に関するEU全体にわたる枠組みを設定し、欧州議会および理事会による2019年5月20日付指令（EU）第2019/879号によって改正された指令第2014/59/EU号（以下「銀行再生・破綻処理指令」または「BRRD」という。）は、健全性を欠くまたは破綻した関連する事業体に十分早くかつ迅速に介入する、信頼できる手法一式を当局に提供するため、複数の立法文書によってフランスにおいて施行された。

BRRDに定められる意味および条件においてクレディ・アグリコル・CIBが破綻に陥っている、または陥る可能性があるると判断された場合で、関連する破綻処理当局がBRRDの破綻処理手法（事業売却、承継機関の設立、資産分離またはバイルインなど）のいずれかまたはそのうちのいくつかを適用する場合、クレディ・アグリコル・CIBの資産の売却による不足は、かかる事業体の無担保債権者の特定の請求権の未払額の部分的な減額（場合により、本社債を含む。）、または最悪の場合のシナリオでは、ゼロへの減額につながり得る。クレディ・アグリコル・CIBの無担保債権者の請求権（場合により、本社債を含む。）はまた、通常の倒産処理手続における請求権の階層に従って、株式またはその他の所有権の商品に転換される可能性がある。株式およびその他の商品もまた、将来の消却、譲渡または希薄化（かかる減額または消却は、最初に普通株式等ティア1

商品で行われ、その後減額、消却または転換はその他ティア1商品で、次にティア2商品およびその他の劣後債務、そして適格債務で行われる。)の対象となる可能性がある。関連する破綻処理当局はまた、未払いの無担保債務証券(場合により、本社債を含む。)の条件の変更(満期の変更など)を求める可能性もある。

破綻リスクの存在するクレディ・アグリコル・CIBの破綻処理を進めるための公的財政支援は、バイルイン手法を含む上記の破綻処理手法を評価および活用した後で、最終手段としてのみ、財政の安定を維持しつつ可能な限り最大限に使用される。

結果として、BRRDに基づく権限の行使またはかかる行使の提案は、本社債の所持人の権利、彼らの本社債への投資に係る価格もしくは価値および/またはクレディ・アグリコル・CIBが本社債に基づく債務を満足させるという能力に重大な悪影響を与える可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

<本社債以外の社債に関する情報>

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

未定

2 【売出しの条件】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2020年12月期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
2021年4月30日関東財務局長に提出
事業年度（2021年12月期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
2022年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
2021年6月中間期（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）
2021年9月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（2021年10月7日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日（2021年10月7日）現在、当該事項に係るクレディ・アグリコル・CIBの判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部 【保証会社等の情報】

<クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債に関する情報>

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、2022年1月28日以降の利息計算期間に適用される利率、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2 【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
	最高	19,494.53	22,939.18	24,270.62	24,066.12	27,568.15	
	最低	14,952.02	18,335.63	19,155.74	19,561.96	16,552.83	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月	2021年 4月	2021年 5月	2021年 6月	2021年 7月	2021年 8月	2021年 9月
	最高	30,089.25	29,518.34	29,441.30	28,783.28	28,089.54	30,670.10
	最低	28,508.55	27,448.01	28,010.93	27,283.59	27,013.25	28,451.02

出所：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロファイルのウェブサイト）

日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

<本社債以外の社債に関する情報>

該当事項なし

2020年9月1日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号
に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
(以下「当社」という。)
代表者の役職氏名 ベンジャミン・ランベール
マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット・ディビジョン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（2020年9月1日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(2020年2月26日(受渡日)の売出し)

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2023年2月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照
円建社債(ノックイン65)(グリーンボンド)
券面総額または振替社債の総額 31億7,100万円

(2020年2月26日(受渡日)の売出し)

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2025年2月18日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照
円建社債(ノックイン60)(グリーンボンド)
券面総額または振替社債の総額 70億300万円

合計額 101億7,400万円

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

クレディ・アグリコル・CIB（以下「当社」という。）は、ファイナンス事業、キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業ならびにウェルス・マネジメント事業の3つの事業部門を中心に組織されている。

ファイナンス事業では、ストラクチャード・ファイナンスおよび商業銀行事業を統合している。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行の事業には、キャピタル・マーケット事業に加えて投資銀行事業が含まれる。

ウェルス・マネジメント事業は、2016年1月よりインドスエズ・ウェルス・マネジメントの世界的な商標に基づき、各々の希望に最も沿う方法で各個人顧客が資産を運用、保護、移転することを可能にする、顧客に応じたアプローチを提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 当社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

区分	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
年度末資本金（ユーロ）	7,851,636,342	7,851,636,342	7,851,636,342	7,851,636,342	7,851,636,342
発行済株式総数	290,801,346	290,801,346	290,801,346	290,801,346	290,801,346
当社が保有する株式数	-	-	-	-	-
自己株式を除く発行済株式数	290,801,346	290,801,346	290,801,346	290,801,346	290,801,346
実現取引合計の業績（百万ユーロ）					
総収益（税金を除く。）	9,435	12,554	11,138	9,470	7,306
税金、減価償却費および引当金控除前利益	1,339	1,895	1,004	3,017	1,223
法人所得税	(78)	(433)	(415)	(514)	281
税金、減価償却費および引当金控除後利益	1,155	1,329	1,272	2,613	682
配当支払額	1,023	445	489	1,236	983
1株当たり利益（ユーロ）					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	(注5) 4.03	(注4) 5.66	(注3) 2.72	(注2) 10.38	(注1) 5.34
税金、減価償却費および引当金控除後利益	(注5) 3.97	(注4) 4.57	(注3) 4.37	(注2) 8.98	(注1) 2.42
1株当たり配当金	3.52	1.53	1.68	4.25	3.38
人件費					
従業員数	(注6) 7,555	(注6) 7,410	(注6) 7,371	(注6) 6,768	(注6) 6,473
事業年度内に支払われた賃金および給与（百万ユーロ）	1,105	1,081	1,037	1,014	1,000
従業員給付金および社会保障（百万ユーロ）	355	338	347	323	304
給与支払税（百万ユーロ）	39	41	42	39	34

- (注1) 当該期間中における、発行済普通株式数の加重平均 (281, 517, 355) に基づいて計算された。
- (注2) 2017年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数 (290, 801, 346) に基づいて計算された。
- (注3) 2018年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数 (290, 801, 346) に基づいて計算された。
- (注4) 2019年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数 (290, 801, 346) に基づいて計算された。
- (注5) 2020年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数 (290, 801, 346) に基づいて計算された。
- (注6) 平均人数である。

(2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2020年 12月31日		2019年 12月31日		2018年 12月31日		2017年 12月31日		2016年 12月31日	
	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	基礎的 CIB (注2)	当社	基礎的 CIB (注2)
銀行業務純収益	5,934	5,076	5,459	4,699	5,276	4,409	4,999	4,587	4,936	4,427
営業総利益	2,435	2,265	2,037	2,009	1,955	1,799	1,814	2,027	1,856	1,902
当期純利益 - 当行 グループの持分(注3)	1,341	1,224	1,553	1,498	1,479	1,372	1,156	1,286	1,182	1,226

(注1) 2020年、2019年および2018年におけるローン・ヘッジ、NBIにおけるDVAの影響および税による修正再表示後。

(注2) 2017年および2016年におけるローン・ヘッジ、NBIにおけるDVAの影響および税、2017年における持分法 (EM) の純利益の一部としてのBSFの売却に係る利得ならびに2017年の例外的税による修正再表示後。

(注3) 2017年および2016年におけるリスク費用の法的引当金を含む。

(単位：十億ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
資産合計	593.9	552.7	511.7	488.6	524.3
顧客貸出金総額	144.7	146.1	136.6	138.1	139.0
運用資産額 (ウェル ス・マネジメント事 業)	128.0	132.2	122.8	118.3	110.0

(単位：十億ユーロ または%)	2020年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
株主持分 (純収益を含む。)	22.6	22.0	20.3	18.9	19.5
ティア I 資本	20.0	20.2	19.0	18.2	19.2
バーゼルⅢリスク加重 資産	124.1	120.5	118.7	112.0	123.2
コア・エクイティ・ ティア I 比率	11.7%	12.1%	11.5%	12.0%	11.7%
ティア I・ソルベン シー比率	16.1%	16.8%	16.0%	16.2%	15.6%
ソルベンシー比率合計	19.2%	20.0%	18.9%	19.0%	18.1%

収益の事業部門別内訳（注1）

（単位：％）	2020年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
ファイナンス事業	43	46	48
資本市場および 投資銀行	43	39	37
ウェルス・マネジメント	14	15	16

（注1） 2020年、2019年および2018年におけるローン・ヘッジ、NBIにおけるDVAの現行の影響およびFVAの発行体スプレッド部分の影響ならびに税による修正再表示後。

銀行業務総収益の地域別内訳

（単位：％）	2020年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
フランス	43	39	40
欧州	27	28	28
海外	31	34	32

常勤従業員数	2020年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
フランス	5,042	4,938	4,989	4,499	4,298
海外	6,636	6,586	6,555	6,202	5,869
合計（注1）	11,678	11,524	11,544	10,701	10,167

（注1） ウェルス・マネジメント事業に、2020年は3,074名、2019年は3,169名、2018年は3,219名、2017年は3,014名および2016年は2,772名が従事している。

（3）最近3中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

（単位：百万ユーロまたは％）	2021年6月30日	2020年6月30日	2019年6月30日
資産合計	595,835	631,396	562,328
顧客に対する貸出金および債権	147,385	153,339	141,179
顧客に対する債務	150,356	153,449	129,145
株主持分	25,534	22,983	21,524
ティア1比率	17.5% （CRR II 段階適用） 17.0% （CRR II 完全実施）	15.22% （CRDIV 段階適用） 14.51% （CRDIV 完全実施）	15.8% （CRDIV 段階適用） 14.7% （CRDIV 完全実施）

（単位：百万ユーロ）	2021年6月30日	2020年6月30日	2019年6月30日
収益	3,019	3,092	2,764
営業総利益	1,044	1,223	1,004
営業利益	1,006	727	945
税引前利益	969	731	950
当期純利益－ 当行グループの持分	789	672	692

以上

日経平均株価に関する情報

■ 概 略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経平均株価スポンサーの方針を反映するものである。かかる方針は日経平均株価スポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日経平均株価スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所市場第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

日経平均株価スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかかる計算方法を、修正または変更しない保証は無い。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく 1 株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、(i) 各構成銘柄の 1 株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、(ii) その積を合計し、(iii) その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定されたときは 225 であったが、2021 年 10 月 6 日現在 28.373 となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50 円を日経平均株価スポンサーの設定する構成銘柄の 1 株当たりのみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が 1 株当たりのみなし額面価格を一律 50 円とした場合の株価に相当するように設定されている。各構成銘柄の現在の 1 株当たりのみなし額面価格は、2001 年 10 月 1 日の日本株の額面株式廃止直前の 1 株当たりの額面金額またはのみなし額面価格に基づいているが、以下のいかなる調整に服するものとする。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中 5 秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、または株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または（場合により）関連ある構成銘柄の 1 株当たりのみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数または 1 株当たりのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に（新たな）加重関数を乗じたものの合計を（新たな）除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、日経平均株価スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、日経平均株価スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年 1 回、10 月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所市場第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 整理銘柄への指定
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 東京証券取引所市場第二部への指定替え

監理銘柄に指定された銘柄については、指定時点では原則として除外対象とはされないが、将来の上場廃止の可能性が極めて高いと認められる場合等、当該銘柄の採用を維持することが著しく不相当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表した上で除外されることがある。構成銘柄からある株式を除外した場合には、日経平均株価スポンサーは、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数とし

て、225 銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225 銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

■ 日経 225 の過去の推移

下記の表はそれぞれ、1982 年から 2020 年までの各年の最終取引日における日経 225 の終値および 2016 年 1 月から 2021 年 9 月までの各月の最終取引日における日経 225 の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2016 年 1 月から 2021 年 9 月までの日経 225 の終値の推移を表したものである。これらは、様々な経済状況の下で日経 225 がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経 225 の過去の推移は、日経 225 の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経 225 が下記のように変動したことによって、日経 225 および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。日経 225 が下落し、連動利払期日および償還期限に本社債の所持人に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

日経 225 の年末の終値

(単位：円)

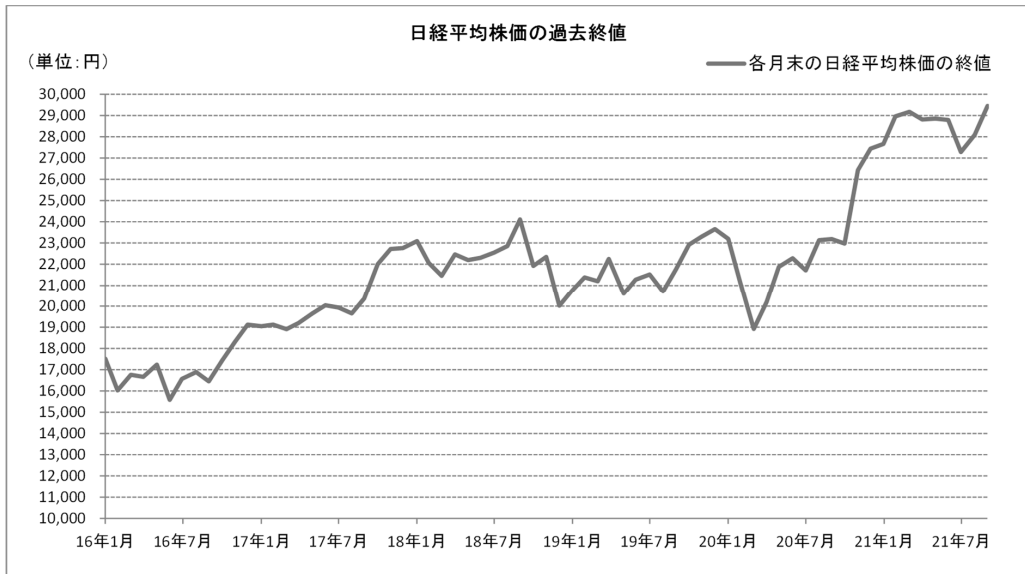
年	終値	年	終値	年	終値
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18
1987	21,564.00	2000	13,785.69	2013	16,291.31
1988	30,159.00	2001	10,542.62	2014	17,450.77
1989	38,915.87	2002	8,578.95	2015	19,033.71
1990	23,848.71	2003	10,676.64	2016	19,114.37
1991	22,983.77	2004	11,488.76	2017	22,764.94
1992	16,924.95	2005	16,111.43	2018	20,014.77
1993	17,417.24	2006	17,225.83	2019	23,656.62
1994	19,723.06	2007	15,307.78	2020	27,444.17

日経 225 の月末の終値

(単位：円)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
1 月	17,518.30	19,041.34	23,098.29	20,773.49	23,205.18	27,663.39
2 月	16,026.76	19,118.99	22,068.24	21,385.16	21,142.96	28,966.01
3 月	16,758.67	18,909.26	21,454.30	21,205.81	18,917.01	29,178.80
4 月	16,666.05	19,196.74	22,467.87	22,258.73	20,193.69	28,812.63
5 月	17,234.98	19,650.57	22,201.82	20,601.19	21,877.89	28,860.08
6 月	15,575.92	20,033.43	22,304.51	21,275.92	22,288.14	28,791.53
7 月	16,569.27	19,925.18	22,553.72	21,521.53	21,710.00	27,283.59

8月	16,887.40	19,646.24	22,865.15	20,704.37	23,139.76	28,089.54
9月	16,449.84	20,356.28	24,120.04	21,755.84	23,185.12	29,452.66
10月	17,425.02	22,011.61	21,920.46	22,927.04	22,977.13	
11月	18,308.48	22,724.96	22,351.06	23,293.91	26,433.62	
12月	19,114.37	22,764.94	20,014.77	23,656.62	27,444.17	



2021年10月6日における日経225の終値は、27,528.87円であった。
 出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

■ 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は現在、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。